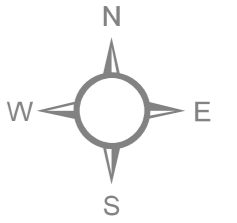


三田市都市計画に関する基本的な方針  
付図 市街化調整区域土地利用計画図 集落区域及び区域1拡大図(案)

三田市







市街化調整区域土地利用計画図（三田市の都市計画に関する基本的な方針 付図）[概略図]



(A3)  
縮尺 1:70,000



凡 例

-  区域1
-  集落区域
-  農業区域
-  保全区域
-  森林区域
-  市街化区域



集落区域 + 条例指定区域(区域1)一覧表

集落区域名称	条例指定区域(区域1)名称	条例指定区域の土地の範囲(別図のとおり)	項
三田-1	三田-1-(1)	対中町、八景町の各一部	1
三田-2	三田-2-(1)	対中町の一部	2
	三田-2-(2)	寺村町、対中町の各一部	
三田-3	三田-3-(1)	池尻字午尺リ、字脇田の各一部	3
	三田-3-(2)	上深田字新林、池尻字寺ヶ谷口及び字流田の各一部	
	三田-3-(3)	上深田字流田	
	三田-3-(4)	上深田字池尻、字	
三田-4	三田-4-(1)	下深田字ダイ、字フケ、字願常寺、字向井山、字城戸、字川崎及び字中垣内の各一部	4
三田-5	三田-5-(1)	下深田字角フレ、字柏上、貴志字坂本、字上丁田、字丁田、字嶋田、上深田字西堀、字嶋田、川除字高町、字市田垣内、字順出、字藤ノ木及び対中町の各一部	5
三田-6	三田-6-(1)	貴志字樋戸、字瀬戸、字坂下、字大畑の各一部	6
三輪-1	三輪-1-(1)	桑原字岩ヶ下、字平野の各一部	7
三輪-2	三輪-2-(1)	桑原字清水谷、字石ヶ鼻、字千作、高次字池谷、高次一丁目及び高次二丁目の各一部	8
	三輪-2-(2)	桑原字奥ノ谷、字宮ノ谷及び字千作の各一部	
	三輪-2-(3)	桑原字宮ノ谷、字千作及び山田字川崎の各一部	
	三輪-2-(4)	桑原字奥ノ谷の各一部	
三輪-3	三輪-3-(1)	三輪二丁目の一部	9
三輪-4	三輪-4-(1)	三輪字丸山、字小松ヶ谷、字小嶋田、字大道ヶ平及び字砥臼谷の各一部	10
	三輪-4-(2)	三輪字小嶋田及び字大道平の各一部	
三輪-5	三輪-5-(1)	川除字町原の全部、川除字順出、字上所、字西フケ、字大門、字竹ノ木、字堀ノ前、大原字宮ノ下、字五反田、字高町、字三反町、字三反田、字芝ヶ谷、字西請、字大瀬、字中溝、字辻ヶ上、字土井ノ元、字藤南、字藤野、字南ノ馬場、字北溝、字堀切、字本谷、福島字下大及び字宮ノ前の各一部	11
	三輪-5-(2)	川除字ケラ、字家ノ上山、字溝ノ尾及び字前田の各一部	
	三輪-5-(3)	三輪4丁目の一部	
	三輪-5-(4)	三輪4丁目、三輪字大切、字柳ヶ坪、川除字ケラ、字タコ、字溝ノ尾、字前田、字相総及び字追原の各一部	
三輪-6	三輪-6-(1)	三輪字杉谷、字大道平、大原字阪小谷、字千ヶ坂、字梅ノ木及び字本谷の各一部	12
三輪-7	三輪-7-(1)	志手原字向坂、字黒見、字梅ノ木、成谷字茶屋ノ木、字廣戸、大原字一ツ塚、字犬ヶ馬場、字時谷、字谷奥、字梅ノ木の各一部	13
三輪-8	三輪-8-(1)	志手原字コイトバヤシ、字大下の各一部	14
三輪-9	三輪-9-(1)	志手原字横尾、字下所、字芥子山、字西ノ曾、字前後、字大下、字茶屋ノ木、字滴谷、字南善光、字梅ノ木、字北善光、成谷字茶屋ノ木、大原字ルリケ花、字一ツ塚、字犬ヶ馬場、字十本松の各一部	15
三輪-10	三輪-10-(1)	大原字ルリケ花、字犬ヶ馬場、字一ツ塚、字四ツ塚、字十本松、字上菰池、字下菰池、字惣林、字西所、字時谷の各一部	16
三輪-11	三輪-11-(1)	志手原字穴虫、字前所の各一部	17
三輪-12	三輪-12-(1)	志手原字芥子山、字西ノ曾、字滴谷、大原字四ツ塚、字十本松、字ルリケ花、尼寺字四ツ塚及び字富士山の各一部	18
三輪-13	三輪-13-(1)	志手原字芥子山、字西ノ曾、字川ノ上及び字北善光の各一部	19

集落区域名称	条例指定区域(区域1)名称	条例指定区域の土地の範囲(別図のとおり)	項
三輪-14	三輪-14-(1)	尼寺字上角、字中角及び字野呂谷の各一部	20
	三輪-14-(2)	尼寺字野呂谷の一部	
三輪-15	三輪-15-(1)	尼寺字畑ヶ谷、字北畑ヶ谷の各一部	21
広野-1	広野-1-(1)	沢谷字神田、字南山、字皿池谷、字七合池、字田南、字南山及び池尻字真谷口の各一部	22
広野-2	広野-2-(1)	福島字下大、字宮ノ前及び字尾所の各一部	23
	広野-2-(2)	福島字梶谷前の一部	
広野-3	広野-3-(1)	福島字下龍王谷、字梶谷前及び字元井西の各一部	24
広野-4	-	-	25
広野-5	広野-5-(1)	福島字才野神、字牧原、字中野手、字大田、字家成、字沢野前、字長町及び字道野上の各一部	26
広野-6	広野-6-(1)	西野上字上西山の一部	27
	広野-6-(2)	西野上字上西山の一部	
	広野-6-(3)	西野上字上通りの一部	
	広野-6-(4)	西野上字フケ、字下山添 字下西山、字上山添 字上通り、字前田、字中西山及び字中通りの各一部	
	広野-6-(5)	西野上字下山添、字宮田及び字森ノ西の各一部	
広野-7	広野-7-(1)	東野上字岩本、福島字古苗、字二反町、字大町及び字萬代の各一部	28
広野-8	広野-8-(1)	下井沢字幸田、字砂郷、字山ノ下、字半田郷及び下内神字岡田の各一部	29
広野-9	広野-9-(1)	加茂字稲田、字山花、字三日田、字吉田、字堂ノ下、字水泥及び字早瀬の各一部	30
	広野-9-(2)	東野上字戎山、福島字古苗及び字大町の各一部	
広野-10	-	-	31
広野-11	広野-11-(1)	加茂字橋詰及び字今井の各一部	32
	広野-11-(2)	加茂字橋詰、字青垣内、字水泥、字前西、字六地藏、字早瀬、字池ノ内、字中嶋、字西野脇、字吉田及び字山花の各一部	
広野-12	広野-12-(1)	下内神字小田中、字立谷、広沢字庄田、字立谷、上井沢字西奥田、字北奥田、中内神字道ノ下、字立谷、字山ノ口、字小深田、字金剛谷及び字宮ノ腰の各一部	33
	広野-12-(2)	下井沢字奥田、字砂郷、字庄田、字上畑ヶ、広野字下野間、字西大野、字佃、字木戸、上井沢字兼田、字西奥田、字東奥田、字北奥田及び字野間の各一部	
広野-13	広野-13-(1)	広野字上炭竈、字水扱、字内田、字脇ヶ田、字根木山、字脇ヶ田、大畑字下大田、字清水、字芝添、字下畑、字丁田及び字前田の各一部	34
広野-14	広野-14-(1)	末字求メ塚、字末野道西、字蓮池通り、字溝向、字南台、字道心ヶ谷、字狼谷、字末野道東、字来未ヶ辻、字道心ヶ谷、字九ノ坪、字長尾、字郡塚及び字河原の各一部	35
広野-15	広野-15-(1)	下青野字前ノ谷通り及び墓ノ下通りの各一部	36
	広野-15-(2)	下青野字岩崎、字泓通り、字前ノ谷通り及び墓ノ下通りの各一部	
	広野-15-(3)	下青野字城山附通り、字前ノ谷通り、字墓ノ下通り、北浦字西上通り及び字千本の各一部	
広野-16	-	-	37
広野-17	広野-17-(1)	下青野字宮南通り、字見付の各一部	37
	広野-17-(2)	下青野字城山付通りの各一部	
広野-18	広野-18-(1)	上青野字権代、字出口、字大溝、字鏝坂口及び字平町の各一部	39
広野-19	広野-19-(1)	上青野字宮ノ越、字須磨谷口の各一部	40
広野-20	-	-	41
広野-21	広野-21-(1)	上青野字奥元通り、字奥通り、字林下通り、字寺ノ上、字林垣内、字両部、字前山、字岩淵及び字馬違いの各一部	42
広野-22	広野-22-(1)	上青野字奥元通り、字笹ヶ瀬及び字奥元の各一部	43

集落区域名称	条例指定区域(区域1)名称	条例指定区域の土地の範囲(別図のとおり)	項
広野-23	広野-23-(1)	末字岡ノ谷、字岡及び字岡山の各一部、北浦字谷田の各一部	44
	広野-23-(2)	北浦字芝台、字東浦通り及び字谷田の各一部	
小野-1	小野-1-(1)	小野字長尾の一部	45
	小野-1-(2)	小野字長尾の各一部	
小野-2	小野-2-(1)	小野字釜ヶ谷、字松池、字長尾、字南釜ヶ谷及び末字八ツ町の各一部	46
小野-3	小野-3-(1)	小野字花ヶ谷、字宮家地、字小家、字小池尻及び字森ノ本の各一部	47
小野-4	小野-4-(1)	小野字砂子及び字松池の各一部	48
小野-5	小野-5-(1)	小野字下平田、字坂尾田、字上平田、字森ノ本、字中瀬、字坪ノ内及び字北中手の各一部	49
	小野-5-(2)	小野字森ノ本及び字坪ノ内の各一部	
小野-6	小野-6-(2)	小野字山本の各一部	50
小野-7	小野-7-(1)	小野字栗田山、字栗田新田及び字大池ノ上の各一部	51
	小野-7-(2)	小野字栗田山及び字小屋ヶ谷の各一部	
小野-8	小野-8-(1)	小野字長燈路、字北中手の各一部	52
小野-9	小野-9-(1)	乙原字稻倉口及び字下野田の各一部	53
小野-10	小野-10-(1)	乙原字稻倉口、字下野田、字西ノ下、字南千丈山、字萬年及び字西ノ上の各一部	54
小野-11	-	-	55
小野-12	小野-12-(1)	乙原字浦山、字腰掛石及び字母子口の各一部	56
小野-13	小野-13-(1)	母子字向井田、字森ノ谷及び字東ノ下の各一部	57
	小野-13-(2)	母子字清水の一部	
	小野-13-(3)	母子字宮ノ下及び字三国嶽の各一部	
	小野-13-(4)	母子字宮ノ下及び字向井田の各一部	
小野-14	-	-	58
小野-15	小野-15-(1)	母子字森ノ谷、字東ノ下及び字美ノ坂の各一部	59
小野-16	小野-16-(1)	小野字奥谷、字岡谷の各一部	60
高平-1	高平-1-(1)	木器字壬子及び字楮ノ倉の各一部	61
高平-2	高平-2-(1)	木器字宮西、字南下山及び字南中山の各一部	62
高平-3	高平-3-(1)	木器字宮西、字宮脇山及び字池面の各一部	63
高平-4	高平-4-(1)	下槻瀬字小豆畑の一部	64
高平-5	高平-5-(1)	木器字西谷及び字南中山の各一部	65
高平-6	高平-6-(1)	下槻瀬字新井の一部	
	高平-6-(2)	下槻瀬字新井及び字西京田の各一部	
	高平-6-(3)	下槻瀬字芝垣内、字西京田、木器字城下及び字平瀬の各一部	
	高平-6-(4)	下槻瀬字西京田及び木器字平瀬の各一部	
高平-6-(5)	木器字廣瀬及び字城下の各一部		
高平-7	-	-	66

集落区域名称	条例指定区域(区域1)名称	条例指定区域の土地の範囲(別図のとおり)	項
高平-8	高平-8-(1)	下槻瀬字奥之芝、下槻瀬字森前の各一部	67
高平-8	高平-8-(2)	下槻瀬字森前の一部	68
高平-9	-	-	69
高平-10	-	-	70
高平-11	高平-11-(2)	下里字塚ノ本及び字門脇の各一部	71
	高平-11-(3)	下里字塚ノ本及び字門脇の各一部	
	高平-11-(4)	下里字塚本の各一部	
	高平-11-(5)	上槻瀬字下福西、字宮脇、字四ツ辻及び字福谷の各一部	
高平-12	-	-	72
高平-13	高平-13-(1)	鈴鹿字中筋の各一部	73
高平-14	高平-14-(1)	酒井字谷家地、字堂ノ北の各一部	74
高平-15	高平-15-(1)	十倉字スヤ、字屋添、字大西及び字大堂の各一部	75
	高平-15-(2)	十倉字屋添、字二反長サ及び川原字樋詰の各一部	
高平-16	高平-16-(1)	小柿字常願寺、字有細及び木器字向山の各一部	76
高平-17	高平-17-(1)	布木字岩井寺及び字久合の各一部	77
高平-18	-	-	78
高平-19	高平-19-(1)	小柿字新屋の各一部	79
高平-20	高平-20-(1)	小柿字安垣、字高町、字東通り及び字木ノ下の各一部	80
	高平-20-(2)	小柿字安垣及び字高町の各一部	
高平-21	高平-21-(1)	小柿字安垣、字井上、字山本、字東通り及び字木ノ下の各一部	81
高平-22	-	-	82
高平-23	高平-23-(1)	上槻瀬字エン谷、字下福西、字四ツ辻、字七々松、字中筋及び字福谷の各一部	83
高平-24	高平-24-(1)	末吉字山添の各一部	84
	高平-24-(2)	末吉字上久保の各一部	
藍-1	藍-1-(1)	上相野字中ノ元、字中西、字古宮、字二反田、字千束、字松ノ元及び字山ノ口の各一部	85
	藍-1-(2)	下相野字木戸の全部、上相野字石代、字清水、字中ノ元、字中西、字山ノ口、字松ノ元、下相野字上沢、字文明田、字開化田、字敬田、字愛田及び字国田及の各一部	
	藍-1-(3)	上相野字境、字石代、下相野字西沢、字上沢、字二度、字器田、字五反田及び字下木戸の各一部	
藍-2	藍-2-(1)	大川瀬字荒神釜の一部	86
藍-3	藍-3-(1)	下相野字西沢及び字二度の各一部	87
藍-4	-	-	88
藍-5	藍-5-(1)	大川瀬字荒神釜及び字内山の各一部	89
藍-6	藍-6-(1)	大川瀬字松尾、字堂ノ尾及び字柏原の各一部	90
藍-7	藍-7-(1)	上相野字向上、字野浦、字四ツ道、字今西、字西脇、字中池ノ内、字末木谷、字中池ノ内、字千束、字古宮、字中池ノ内、字今西、字二反田、西相野字大南、字中嶋、字長池、字土武、藍本字起し、字古宮及び字池ノ上の各一部	91
藍-8	藍-8-(1)	大川瀬字内山の一部	92

集落区域名称	条例指定区域(区域1)名称	条例指定区域の土地の範囲(別図のとおり)	項
藍-9	藍-9-(1)	大川瀬字駒丸、字手立ノ北、字中山、字坂ヶ谷、字戸尻町、地蔵下及び北家ノ上の各一部	93
	藍-9-(2)	大川瀬字戸尻町、字地蔵下、字北家ノ上の各一部	
	藍-9-(3)	西相野字中曾根、字美濃畑、大川瀬字駒丸、字手立ノ北、字中山、字坂ヶ谷、字戸尻町、字地蔵下及び字北家ノ上の各一部	
	藍-9-(4)	上相野字向上、字野浦、西相野字芦原、字丸岡、字丸山、字魚ノ土八、字古城、字伍池、字根木山、字谷川筋、字前谷通り、字大正、字谷川筋、字中曾根、字中嶋、字長池、字美濃畑、字北ヶ谷、字頼三林、大川瀬字真木之谷、字佛ヶ谷、字横谷、字新ヶ谷、藍本字下ノ川、字夏根、字向泓、字坊田、字戸手、字辻ヶ内、字足原、字南野、字美濃畑、字野内、字林ノ口、字岡田、字風呂ノ向の各一部	
藍-10	藍-10-(1)	西相野字芦原、字秋谷、字番留、字北芦原、字石ヶ谷、字番留、字矢ヶ谷、藍本字花折及び字野内の各一部	94
藍-11	藍-11-(1)	藍本字袋尻の一部	95
	藍-11-(2)	西相野字秋谷、字番留、字北芦原、字石ヶ谷、藍本字丸岡、字荒神谷、字松尾、字袋尻、字天神、字有田垣、字竹ノ下及び字野内の各一部	
藍-12	藍-12-(1)	藍本字松尾、字丸岡、字袋尻、字天神、字有田垣、字竹ノ下、字六十歩、字長町及び字橋ノ本の各一部	96
藍-13	藍-13-(1)	藍本字下ノ戸、字下山、字野向、字池尻、字野尻、字戸手、字坊田、字広畑、字桜ヶ谷、字松山、字大師、字向名古瀬、字湯ノ上、字前ノ畑、字大山、字夏根、字戸手、字田中、字夏根、字風呂谷、字切田及び字雲法の各一部	97
	藍-13-(3)	藍本字杉ノ所、字米ヶ谷及び字杉ノ庄の各一部	
藍-14	藍-14-(1)	藍本字下野、字中ノ前、字オノ前、字六ノ坪、字宮ノ前及び字林垣の各一部	98
	藍-14-(2)	藍本字柿木の各一部	
藍-15	藍-15-(1)	藍本字長崎及び字向林の各一部	99
	藍-15-(2)	藍本字滑谷、字湯ノ内、字鎌倉、字長崎及び字向林の各一部	
藍-16	藍-16-(1)	藍本字米ヶ谷、字寶神、字下ノ川及び字北ノ陸の各一部	100
藍-17	藍-17-(2)	藍本字陰山、字大丸、字坂口及び字下新田の各一部	101
本庄-1	本庄-1-(1)	広野字中尾、大畑字下大田、字貝谷、字清水、字芝添、字丁田、字前田、字小谷、字中畑、字中嶋、字庄ヶ塚、長坂字五月田、字三ツ石、字城ヶ谷、字北畑、字大沢野、字池ノ向、字男谷、字池畑、字東畑、字南畑、字繁山及び字矢沢田の各一部、東山字男谷清水の全部	102
本庄-2	本庄-2-(1)	井ノ草字向山、字森畑、字宮ノ谷、字小路、字才千池尻、字土山、字沢、字松ヶ崎、四ツ辻字前中、字南中、字藤ヶ谷、字千本、字前田中、字東ノ本、東中、字田中、字八斗代、字四月天、字東中、長坂字城ヶ谷、字北畑、字大沢野及び字池ノ向の各一部	103
本庄-3	本庄-3-(1)	四ツ辻字黒鉾、字大池、字西野々及び字男谷の各一部	104
本庄-4	本庄-4-(1)	井ノ草字沢、字垣鼻、東山字下中、字札場垣内、字花ノ木、字向山、字寺之垣内、字小傳、字新開谷、字赤子谷、字赤萩、字下中、字大西、字的場、字日焼田及び字日地木の各一部	105
本庄-5	本庄-5-(1)	井ノ草字才千池尻、字南沢、字小路、字宮ノ谷、字大池尻、字森畑、字稲後及び字垣鼻の各一部	106
本庄-6	本庄-6-(1)	四ツ辻字ドエノ内及び字鍵町、字黒鉾、字大池、字西野々、字大ノ谷、字男谷、字二度ノ口、字権現浦、上相野字境、字嵯峨、字鷲ヶ尾、字矢ヶ谷、字岡、字田中、字古宮、東本庄字柿ノ木谷及び字六瀬の各一部	107
	本庄-6-(2)	四ツ辻字大ノ谷の一部	
本庄-7	本庄-7-(1)	四ツ辻字四月天、字池ノ尻、字田中西、字田中、字前田中、字前中、字八斗代、字東ノ本、字東中、字林山、東本庄字西、字下河、字亀ヶ森、字河原瀬、字向別当、字南、字坂口、字阪口、字西友別、字中野、字尾崎及び字若宮の各一部	108
本庄-8	本庄-8-(1)	東本庄字井ノ尻、字藤ノ木、字嘉正寺、字溝ノ下、字大橋、字若宮及び字前中の各一部	109
	本庄-8-(2)	東本庄字溝ノ下、字大橋、字藤ノ木、字嘉正寺、字若宮及び字前中の各一部	
本庄-9	本庄-9-(1)	須磨田字力ナクソ、字泉ヶ鼻の各一部	110
本庄-10	本庄-10-(1)	須磨田字山下の各一部	111
	本庄-10-(2)	須磨田字泉ヶ鼻、字大谷口の各一部	